

薬生食輸発1213第4号
令和3年12月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産発酵茶のエチオン及びオーストラリア産牛肉のアピラマイシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年12月10日付け薬生食輸発1210第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インド産発酵茶のエチオン及びオーストラリア産牛肉のアピラマイシンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。